

東 弁 往 来

第70回 法テラス島根法律事務所



宍道湖夕日

法テラス島根法律事務所
(島根県松江市)

会員 桑原 慶 (68期)

2015年12月に弁護士登録し、東京弁護士会に入会。弁護士法人北千住パブリック法律事務所にて養成を受ける。2017年1月島根県弁護士会に登録換え、法テラス島根法律事務所にて勤務。2020年5月東京弁護士会に登録換え、現在に至る。

1. はじめに

私は、2017年1月から2020年4月までの3年4か月の間、島根県松江市にある法テラス島根法律事務所へ赴任しました。今回は、法テラス島根への赴任を振り返ってみたいと思います。

私の弁護士1年目は、弁護士法人北千住パブリック法律事務所（北パブ）で法テラスの新スキームとして養成を受けました。もともと刑事弁護人にあこがれがあり、裁判員裁判対象事件も担当したいという思いから法テラスのスタッフ弁護士を希望していました。そのため、刑事事件に対応するために設立された公設事務所で養成を受けられたことは、とても幸運でした。北パブでの1年間の養成では、他の事務所では経験できない量と質の刑事事件を担当することができました。また、北パブに所属するほとんどの弁護士と一緒に事件を担当させていただき、様々な事件を経験させていただきました。そのため、1年の養成が終わるころには、島根でもある程度のことはできるという自信を持つことができました。

2. 法テラス島根への赴任

北パブでの怒涛の1年間を経て、2017年1月に法テラス島根へ赴任しました。赴任した法テラス島根は、弁護士が2名、事務員2名の少人数の事務所でした。北パブは弁護士が20人以上、事務員が10名以上いる大所帯の事務所であったため、その変化は

大きく、また、縁もゆかりもない島根の生活も相まって、赴任当初は寂しさを感じました。

法テラス島根では、都市型の事務所であったため、受けられる事件は原則として扶助事件と国選事件のみでした。これに加えて、法テラス島根の前任の弁護士が、法テラスが当時推進していた司法ソーシャルワーク活動に積極的に取り組んでいたため、これを引き継ぐことになりました。具体的には、松江市社会福祉協議会（松江市社協）と連携して、高齢者や生活困窮者のケース検討会議に出席したり、福祉関係者や一般市民向けの講演会を行ったりしました。さらに、松江市社協に週に1回出向き、福祉関係者からの相談を受けることもしていました。松江市社協の職員とは、顔の見える関係になったことで気軽に相談していただくことができ、これまで法律相談にたどり着かなかった方にも司法サービスを提供することができていました。

しかし、司法サービスが必要な方は、松江市以外にも居住しています。そのような方には、松江市社協と連携するだけでは足りませんでした。むしろ、松江市内の弁護士は増えているものの、近隣の市町村には弁護士がいないところも多くあります。そのため、法テラス島根での業務に慣れたころから、松江市の外に目を向け、近隣市町村との連携を図ろうと試みました。

その結果、安来市と大田市では、定期的に弁護士が出向いて会議や相談を行う仕組みを構築することが

できました。何度も会って話をするため弁護士相談の心理的ハードルが低くなったためか、安来市や大田市の福祉関係者から頻繁に相談の電話がかかってくるようになりました。また、その他の市町村でも、個別の事案でのかかわりから次の相談につながったり、講演の依頼が来たりすることもあり、連携の輪を広げていくことができたと思います。

3. 島根での刑事事件

前述したとおり、もともと刑事事件を扱いたかったことや養成事務所でも刑事事件を担当していたこともあり、法テラス島根でも刑事事件に力を入れていきたいと考えていました。島根県は、人口も少なく犯罪の発生数も少ないため、刑事事件はなかなか入ってこないのではないかと考えていました。実際、裁判員裁判対象事件の公判は少なく、私の赴任期間中に1年間で1件も公判が行われないこともありました。しかし、裁判員裁判の対象ではない事件については、ひと月に1、2件の頻度で入ってきたため、年に15件くらいは受任することができました。そのため、想像していたよりも刑事事件を扱うことができたと思っています。

受任した刑事事件の中には、発達障害や知的障害などがあり、福祉や医療の支援が必要な被疑者・被告人もいました。私が法テラス島根に赴任したばかりの頃に、何らかの障害が疑われるが福祉や医療につながっていない被疑者の刑事事件が入ってきました。島根では、東京などのように社会福祉士にすぐさま依頼できる制度が構築されていないため、個人的なつてを頼るしかありませんでした。そこで、前述の司法ソーシャルワーク活動でかかわっていた松江市社協の精神保健福祉士等に依頼して、この方の更生支援をお願いすることができました。この方は、執行猶予判決となり、釈放後はスムーズに松江市社協の福祉支援を受けながら社会生活に戻ることができました。

また、私が赴任したのと同時期に、司法と福祉の連携を行おうとする有志の勉強会が発足していたため、私も参加させていただきました。この勉強会は、「しまね更生支縁ネット」という団体に発展し、国からの助成を受けて島根県内で様々な研修や講演会を行っ

左：のどろ
右：サンライズ出雲



ています。その中で、弁護士以外の職種の専門家（社会福祉士、精神保健福祉士、保護観察所の社会復帰調整官、大学の教授など）と話をすることができ、とても刺激を受けました。また、この活動を通じて知り合った社会福祉士などに事件の相談や支援を依頼することもあり、有益なネットワークを広げていくことができました。

4. 島根への赴任を振り返って

このように振り返ってみると、思った以上に赴任前からやりたかった刑事事件の分野での活動ができたと感じるとともに、赴任前には知ることがなかった司法ソーシャルワークという活動も楽しみながら取り組むことができた実感しています。司法ソーシャルワークは、島根に赴任しなければすることがなかったかもしれないし、していたとしてもここまで力を入れて行うことはなかったかもしれません。その意味では、新しい土地に飛び込むことで、仕事の幅を広げることができたと考えています。また、弁護士が少ない地域に赴任したからこそ、弁護士になりたての私でも温かく受け入れてくださり、新しい取り組みを始められたのだと思います。

私は、島根の赴任を終えてもう一度刑事事件に取り組みたかったため、養成事務所であった北パブに戻りました。仕事のつてなどがない状態で戻ってきたので、本当に一から再スタートを切ることになりました。しかし、北パブでも司法ソーシャルワーク活動を行いたいと考えているため、島根へ赴任した時と同じようにまた一つ一つ関係性を作っていく、支援の輪を広げていければと思います。